

合理的配慮の提供事例報告書【中学校】

事例の概要

通常の学級に在籍する生徒A(中学3年生)は、学習障害があり、学習の場面では漢字や文章の読み書きに困難さがある。内容理解は難しいことが多い。通級による指導を受けながら、合理的配慮の一つのツールとしてICT機器(パソコン、電子黒板、タブレット型端末、デジタル教科書)を活用し、通常の学級で学習している事例である。

定期テスト等は、全教科で別室受検と問題文へのルビ打ちを実施している。また、英語と数学で問題文の読み上げを行っている。さらに、必要に応じて時間延長を実施している。

合理的配慮の要望があつてから合意形成まで、医療機関との連携や校内委員会、保護者との相談会を定期的に関き、正確な実態把握に努め、Aに必要な支援を考えながら取り組むようにした。職員会議で全職員の共通理解を図り、情報を共有した。

合理的配慮による支援で、生徒Aは安心してテストに臨めるようになり、教育的効果があつた。これらの配慮を高校受検でも確保できるかが課題である。

1 対象生徒の障害種

学習障害(LD)

2 障害の程度

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

中学校・通級による指導

4 学年

中3

5 対象生徒の実態

LD診断 WISC-III 全検査IQ80

視覚認知能力⇒明らかな遅れ

書字能力・漢字⇒明らかな遅れ

全検査は「平均の下」と出ているが、言語性IQと動作性IQの差が大きいので、聴覚優位の傾向にある。

言葉の理解や操作は全般的に得意な反面、目で見たことを理解すること、特に物事を空間的・総合的に処理することが苦手であると推測される。

週1回、市民病院へ自分で通院している。

家庭や塾では、音声教材の使用や文章や問題文の読み上げを中心に対応している。

6 対象生徒についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

1 昨年度、夏休みに保護者から合理的配慮について希望があつた。

2 《授業に関して》

① タブレット型端末の使用 ② 音声教科書の使用 ③ 通級による指導での認知トレーニング

《テストに関して》

① 別室受検 ② 問題用紙へのルビ打ち ③ 問題文の読み上げ ④ 監督者による解答用紙への代理記述

3 Aのかかりつけ医師の話を聞き、校内委員会を開いた。保護者を含めた相談会を数回開いた後、昨年度3学期より一部の教科で実施し、今年度より本格的に実施した。テストに関しては、④は必要が無いという結論に至り、実施していない。

4 本人の意思、実態を考えた結果、授業に関してはタブレット型端末、音声教科書の使用を認めた。通級による指導も週1回1時間実施している。テストについては昨年度は、社会科、英語科で別室受検、社会科でルビ打ち、英語科で読み上げを実施した。少しずつ様子を見ながら実施する中で、ルビがある方が生徒Aにとって望ましいという結論に至った。数学科では、文字式のアルファベットの判別が困難であるという実態を考慮し、読み上げに変更した。今年度のテストは全教科を別室で受検させ、問題文にルビを付けた。また、英語科と数学科においては問題文の読み上げを実施した。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

通級による指導を取り入れ、SSTや認知トレーニングなど個に応じた指導を継続的に行えるようにしている。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

定期テストでは、本人のもてる力を最大限発揮できるようにするとともに、高校受検も視野に入れ、次のような配慮を行っている。具体的には、(ア)読み上げ、(イ)ルビ打ち、(ウ)時間の延長、(エ)別室受検、である。定期テスト等では、前述した4点のみの支援を行うようにしている。これらの配慮を実施することでAの苦手さを補い、能力を生かせることを実績として残し、高校受検の際、同様の措置が取られることを目指している。また、定期テスト等での合理的配慮の提供が実際の高校受検に向けた練習にもなると考えられる。

合理①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

Aは書字の困難さがあり、配慮が必要である。
タブレット型端末で板書を写真撮影し、板書内容が多い時や写し漏れがある時に本人がタブレット型端末の画像を見て、板書の確認ができる機会を確保している。また、音声教科書を必要に応じて利用している。

9 成果と課題

合理的配慮の要望があってから合意形成に至るまで、医療機関との連携や校内委員会、保護者との相談会を定期的に関くなど、正確な実態把握に努め、生徒Aにとって必要な支援を考えて取り組んだ。職員会議で全職員が情報を共有し、共通理解を図っている。
合理的配慮による支援により、生徒Aは安心して、テストに臨めるようになり、教育的効果があった。これらの配慮を高校受検でも確保できるかが課題である。